

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(風水害：大野城市地域防災計画、大野城市ハザードマップ)

本市で想定される風水害としては、御笠川の外水氾濫（溢水、堤防の決壊による河川からの流入水による洪水氾濫）、内水氾濫（河川の水位が上昇し、市街地や農地等で河川への排水が困難になって生じる湛水）が想定される。当市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、0.5mを超える浸水が予想されているほか、市内の四つの商店会（錦町、白木原、下大利、南ヶ丘）では最大で3mの浸水が予想されている。また、第2次産業の多くが立地する北地区において、最大で5mの浸水被害が予想されている。

(土砂災害：大野城市地域防災計画、大野城市ハザードマップ)

本市で想定される土砂災害としては、集中豪雨に伴う土石流や急傾斜地の崩落等が想定される。当市のハザードマップによると、南地区の平野台、牛頸、東地区の中、乙金東、中央地区の下大利等は、土石流や急傾斜地の崩壊等、土砂災害の恐れがあるエリアとなっており、第2次産業、第3次産業の一部が事業を営んでいる。

(地震：大野城市地域防災計画、大野城市ハザードマップ)

本市は警固断層帯を含んでおり、警固断層帯南東部については、平成17年の福岡県西方沖地震の発生に伴い切迫性が高まっていると考えられる。警固断層帯南東部では、地震が今後30年以内に発生する確率は0.3～6%、想定される地震の規模はマグニチュード7.2程度と言われており、北地区、東地区では震度6強の揺れが想定されている。

(近年の災害履歴)

本市に被害をもたらした自然災害について、近年の概況を以下に記す。

・福岡県西方沖地震災害（平成17年3月）

博多湾沖を震源とする福岡県西方沖地震（マグニチュード7.0、震度6弱）が発生。本市では震度5弱を記録し、4月には震度5弱の余震が発生。軽症者の人的被害に加え、屋根瓦や壁面の一部損壊等が発生した。

・平成21年中国・九州北部豪雨災害（平成21年7月）

7月24日の降り始めから26日までの3日間で587mmを記録。九州自動車道での土砂崩れによる死者2名の人的被害に加え、市内各所では、民家の床上・床下浸水、事業所の浸水、道路の冠水・損壊、山間部等の土砂崩れ等が発生した。

・平成30年7月豪雨災害（平成30年7月）

7月5日の降り始めから7日までの3日間で460mmを記録。民家の床上浸水、土砂流出、水路溢水、市内2箇所でのがけ崩れ等が発生した。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2, 939人
- ・小規模事業者数 2, 476人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	商業	598	532	市内に広く分布している
	工業	878	871	御笠川沿いの仲畑地区が多い
	飲食・サービス業	1,463	1,073	市内に広く分布している

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・大野城市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・大野城市総合防災マップ（ハザードマップ）の作成
- ・出前講座「防災のススメ」による啓発
- ・防災備品の備蓄
- ・大野城市中小企業災害融資に対する保証料及び利子補助

2) 当会の取組

- ・事業継続力強化支援に関する国の施策の周知
- ・リスクに備える共済制度の取扱い及び周知
- ・事業継続力強化計画策定セミナーの開催
- ・大野城市が実施する防災訓練の周知
- ・当会独自の防災訓練の開催（年1回）
- ・被災中小企業に対する融資及び斡旋

II 課題

大野城市地域防災計画には、当会は、関係団体のひとつとして、被害状況調査、応急対策の協力、当会加入事業者等との連絡調整等を担うこととなっているが、当会内で災害応急対策を実施する体制や要領が整備されていない。

また、緊急時の対応を推進する人材も十分とは言えない状況である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・地区内小規模事業者に対し事業継続力強化計画等策定セミナーを実施する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

「大野城市地域防災計画」と、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する事業継続力強化計画等策定についてのセミナーを開催する。
- ・ 小規模事業者に対して専門家とともに事業継続力強化計画等の策定を支援する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 令和3年2月に作成済み。

3) 関係団体等との連携

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 福岡県火災共済協同組合に巡回同行してもらい災害リスク診断を行う。
- ・ あいおいニッセイ同和損保と連携し、ハザードマップWEBアプリによる災害リスクの周知および診断を行い、災害保険見直しのサポートを行う。

② 事業継続力強化計画等セミナーの開催

- ・ あいおいニッセイ同和損保と連携し、講師として専門家を派遣してもらい事業継続力強化計画等セミナー開催や共済制度の説明を行う。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況を確認する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 災害リスクに応じた連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、当会職員の生命・身体の安全確保を最優先としたうえで、被災した小規模事業者に対し速やかに復興支援が行えるよう、下記により地区内の被害状況を把握するとともに、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 大野城市災害対策本部発足後3時間以内に、当会は、当市に対し、当会職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

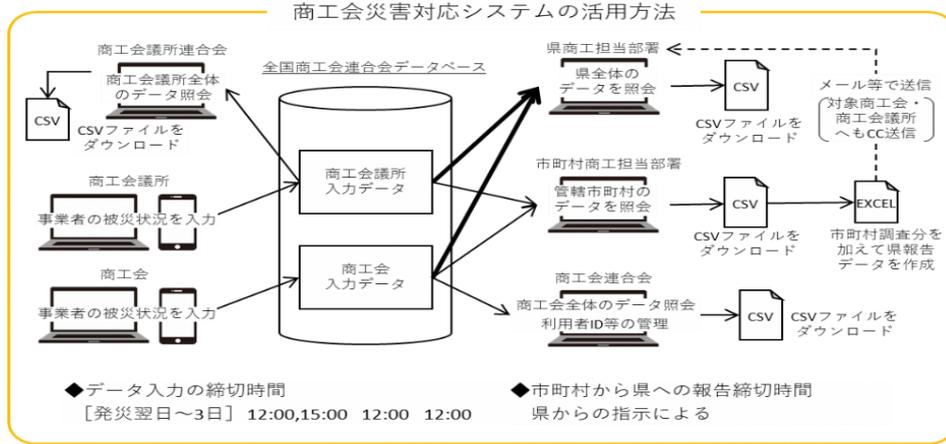
- ・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する ※被害状況により必要に応じての連絡
2週間～3週間	1日に2回共有する ※被害状況により必要に応じての連絡
4週間～2ヶ月	1日に1回共有する ※被害状況により必要に応じての連絡
2ヶ月以降	2日に1回共有する ※被害状況により必要に応じての連絡

< 3. 発災時における連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・ 当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・ 商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。(LINE WORKS 導入により職員双方向の確認を行う。)
- ・ 報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

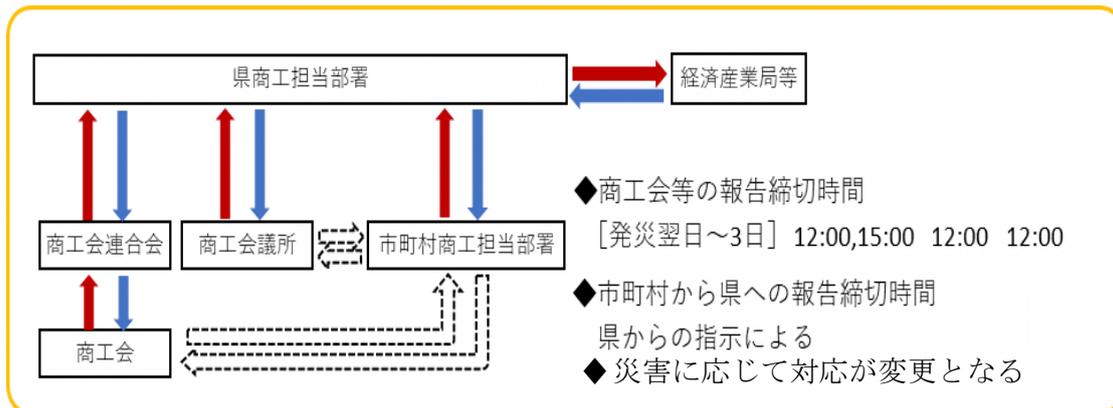
①システム利用可能時



※データ入力は、災害に応じて変更になる場合がある。

②システム不具合発生時

・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



・また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I

福岡県中小企業振興経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：(メールアドレス keiaishien@pref.fukuoka.lg.jp)】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況

提出日：令和○年○月○日

団体名：
記入担当者：

	被害箇所			被害状況			区分 (※欄外に記入)
	所在地	業店街の場合は 業店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容(建物、備品、資料類、機械の被害など、内容が記載できない場合は詳しく記載してください)	
記入例	○○市○○町○○	-	商○○製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。塗装機2台が利用できない状況。	第一種被害(建物に被害あり)
	△△市△△町△△	△△商店街	△△酒店	酒販営業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	第二種被害(建物内蔵設備に被害あり)
1							
2							
3							

※前日までにご報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追加して行ってください。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。
 ※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し融資の斡旋等の支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

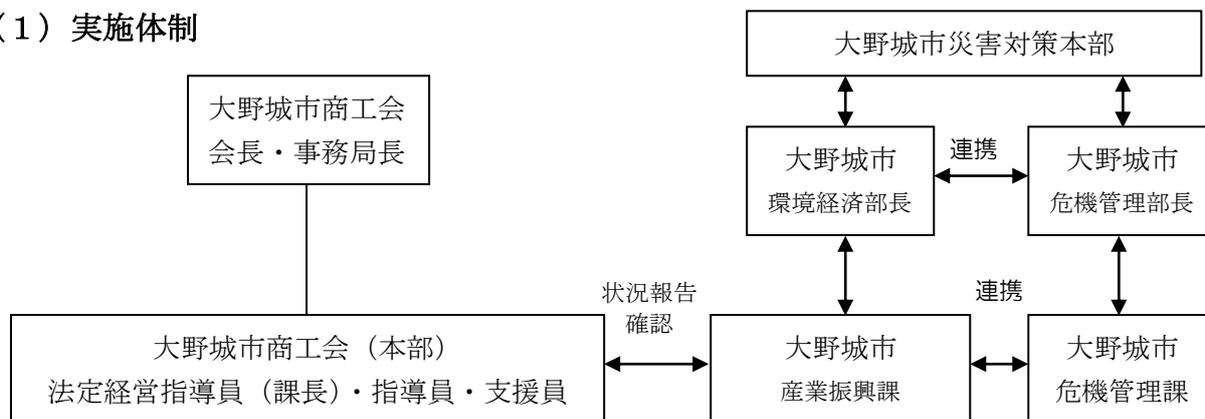
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年6月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 山下 康仁(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会・関係市町村連絡先

①大野城市商工会

〒816-0932 福岡県大野城市瓦田2-6-12
TEL: 092-581-3412 / FAX: 092-581-3703
E-mail: oonojo@shokokai.ne.jp

②大野城市役所 環境経済部 産業振興課

〒816-8510 福岡県大野城市曙町二丁目2番1号
TEL: 092-580-1870 / FAX: 092-573-0022
E-mail: sangyo@city.onojo.fukuoka.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作製費	30	30	30	30	30
・ 備品、備蓄品購入費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大野城市補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・ 福岡県火災共済協同組合 理事長 花田 稔之 所在地 福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル8F 電話番号 092-622-8071 ・ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 支店長 小島 信一 所在地 福岡市博多区住吉2-9-2 電話番号 092-282-6534
連携して実施する事業の内容
事前の対策 ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・福岡県火災共済協同組合に巡回同行してもらい災害リスク診断を行う。 ・あいおいニッセイ同和損保と連携し、ハザードマップWEBアプリによる災害リスクの周知および診断を行い、災害保険見直しのサポートを行う。 ② 事業継続力強化計画等セミナーの開催 ・あいおいニッセイ同和損保と連携し、講師として専門家を派遣してもらい事業継続力強化計画等セミナー開催や共済制度の説明を行う。
連携して事業を実施する者の役割
① 福岡県火災共済協同組合が巡回同行して災害リスク診断したり、あいおいニッセイ同和損保のハザードマップWEBアプリによる災害リスク診断による災害保険見直しサポートを行うことで、小規模事業者の災害時における金銭的なリスク軽減や、安心した事業体制および早期事業再開への効果が見込まれる。 ② あいおいニッセイ同和損保による事業継続力強化計画等セミナーを開催し、小規模事業者が事業継続力強化計画等を策定することで、リスク軽減策を検討する機会と同時に、取組み可能な備えを認識していただくことで小規模事業者の基盤統制を確立する効果が見込まれる。
連携体制図等
① 小規模事業者に対する災害リスクの周知・リスク診断 <pre> graph TD A[福岡県火災共済協同組合] -- "巡回同行・リスク診断 災害リスクの周知・説明 保険の見直しサポート" --> B[小規模事業者] C[商工会] --> B D[あいおいニッセイ同和損保] -- "アプリ提供" --> C E[あいおいニッセイ同和損保] -- "保険見直しサポート" --> C </pre> ② 事業継続力強化計画等セミナーの開催 <pre> graph TD F[商工会] -- "セミナー案内・開催 共済制度の説明" --> G[小規模事業者] H[あいおいニッセイ同和損保] -- "事業継続力強化計画等策定支援" --> I[商工会] J[あいおいニッセイ同和損保] -- "セミナー講師" --> I </pre>